

(仮称)多摩六都広域連携プラン(令和3年度～令和7年度)素案に関する意見公募の実施結果

1 実施の概要

(1) 実施期間

令和2年 11月16日(月)～12月15日(火)

(2) 資料閲覧・配布場所

圏域内 22カ所、協議会ホームページにて閲覧・配布を実施。

市名等	場所
協議会事務局 ※閲覧・配布	協議会事務局窓口(小平市役所4階) 協議会ホームページ「たまるくナビ」
小平市 ※閲覧のみ	市役所:市政資料コーナー(1階)、政策課窓口(3階) 東部・西部市民センター:出張所資料コーナー(1階)
東村山市 ※閲覧のみ	市役所:情報コーナー(1階)、いきいきプラザ総合相談窓口(1階) 中央図書館、市民スポーツセンター
清瀬市 ※閲覧のみ	市役所:行政情報コーナー(3階)、企画課窓口(2階) 野塩地域市民センター、中央図書館、駅前図書館
東久留米市 ※閲覧のみ	市役所:市政情報コーナー(1階) 滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館、生涯学習センター
西東京市 ※閲覧・配布	市役所:企画政策課窓口(田無庁舎3階) ひばりが丘図書館
多摩六都科学館 ※配布のみ	インフォメーション(1階)

(3) 周知方法

協議会ホームページ及び協議会ニュース No.31 並びに構成 5市のホームページ、市報及び SNS(Twitter、Facebook)で周知。

(4) 意見応募者数

3人

(5) 意見提出方法

① 郵送:2人

② FAX:1人

※同一人による複数の手段を用いた意見提出はありませんでした。

2 意見の内訳

項目		件数	協議会の考え方の区分				
			ア	イ	ウ	エ	
序論		3	3				
本論	広域連携プラン総論	1			1		
	広域連携プラン各論	1 水と緑にあふれ環境にやさしい多摩六都	3	1	1	1	
		2 都市基盤が充実した多摩六都					
		3 様々な立場の人が暮らしを支えあう多摩六都					
		4 文化を育みスポーツに親しむ多摩六都					
		5 人をひきつけ街がにぎわう多摩六都	1	1			
		6 新たな行政ニーズに対応していく多摩六都					
計画全体に関すること		1	1				
パブリックコメントに関すること		3			3		
その他		1			1		
合計		13	6	1	6		

※協議会の考え方の区分

ア:意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映させるもの

イ:意見の趣旨を踏まえ、次期多摩六都広域連携プランを推進する際の参考とするもの

ウ:参考意見とするもの

エ:その他(意見募集の範囲と関係ないものなど)

※お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわないように一部要約又は補記するとともに、複数にわたる内容が記載されている場合は、項目ごとに整理して記載しています。

※明らかな誤字・脱字及び特定の個人・団体が判別でき、その権利や利益を侵害する恐れがあるなど、公表することが適切でないと判断した表現については一部修正しています。

No.	提出者	ご意見	協議会の考え方	
(素案 2 ページ～23 ページ) 序論に関するもの				
1	①	多摩六都広域連携プランの目的がないので良くないと思います。	本プランの目的は、素案2ページに「1策定の趣旨」として記載しています。また、本プランの前文にも記載していきます。	ア
2	①	素案5ページの協議会の三つの役割について、何度か読みましたが、要するに何が困っているのか、どうすればそれが解決する方向に進むと考えているのかわかりません。本当は困っていないのでしょうか。	素案5ページ、3(2)協議会の役割の部分は、具体的な行政課題、課題解決に向けた仕組み、事業展開について記載しているのではなく、広域的な行政課題に構成5市が連携・協調して取り組むことの必要性について記載しています。具体的な課題やその課題に対する取組については、「VI広域連携プラン各論」のそれぞれの「取組のテーマ」に記載しています。また、本プランの目的は、素案2ページの他、前文にも記載していきます。	ア
3	②	素案17ページの「都市計画公園・緑地の整備方針(平成28年12月、令和2年7月改定)」は、「都市計画公園・緑地の整備方針(平成18年3月策定、平成23年12月及び令和2年7月改定)」ではないかと思しますので、確認をお願いいたします。	ご指摘のとおり文章を修正します。	ア
(素案 24 ページ～26 ページ) 広域連携プラン総論に関するもの				
4	③	広域連携プラン総論の部分でSDGsが具体的に分かりやすく取り上げられたことは非常によいと思います。素案25ページのSDGsと広域連携プランの関係の表の中で、テーマ2の列のSDGsの目標12の欄に丸を付けた方がいいのではないのでしょうか。また、テーマ5の列のSDGsの目標12の欄に丸がついているのはなぜでしょうか。	SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」は、外務省の日本語訳(仮訳)では「持続可能な生産消費形態を確保する」とされ、11のターゲットが記載されています。取組のテーマ2「都市基盤が充実した多摩六都」は、道路基盤整備、鉄道輸送、地域公共交通、持続可能な街づくりについて記載していますが、目標12のターゲットの中に関連する記載がないため、○を付けていません。また、取組のテーマ5「人をひきつけ街がにぎわう多摩六都」は、地域資源の活用、地域ブランドの普及促進、経済循環の創出などの生産消費活動の活性化について記載しており、目標12のターゲット「12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。」において関連があるとして、○を付けました。	ウ
(素案 27 ページ～56 ページ) 広域連携プラン各論に関するもの				
(素案 28 ページ～33 ページ) 取組のテーマ1 水と緑にあふれ環境にやさしい多摩六都に関するもの				
5	②	素案28ページの「1 水と緑にあふれ環境にやさしい多摩六都」の2行目、「圏域には、志木街道、…」からの記載については、多摩六都広域連携プランの趣旨に基づき、5市による連携・協調を考慮し、圏域全体でみどりを盛り上げて行くことが重要だと思しますので、下記のような意図で、記載していただければと思います。 「圏域には、志木街道、青梅街道、五日市街道などの街道沿いに残る、屋敷林や雑木林などの樹林地と農地が短冊状にまとまった歴史的な景観、柳瀬川や目黒川などの河川や南沢湧水群などの水辺、けやき通りの大木の並木道や農のある風景、歴史的に価値のある胎内堀などの用水路、小金井公園や狭山丘陵の八国山緑地、狭山・境緑道のみどりのネットワークなど、特徴の異なるさまざまな魅力的なみどりが存在することから、各市が連携・協調して、圏域全体でみどりについて盛り上げていくことが重要です。 圏域の豊かなみどりは、地域の魅力的な景観を形成するだけでなく、絶滅危惧種のホトケドジョウをはじめとした生物多様性の維持、雨水浸透、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和など多様な面から、なくてはならないものとなっています。」	ご提案いただいた部分について、趣旨を踏まえて文章を一部修正します。文章中のさまざまなみどりの具体例については、地域的なバランスを考慮し、31ページの「多摩六都のみどりの現状と今後の保全・創出の方向」の図に記載するものを中心に追記していきます。	ア

No.	提出者	ご意見	協議会の考え方	
6	③	「生産緑地」はみどりの保全面で取り上げられているが、食料自給率、地産地消、食と農、歴史文化などの多面的な北多摩の魅力として、「生産緑地の 2022 年問題」もあり、みどりのみならず、空地空家問題、防災、都市整備の面からも取り上げてほしい。	都市農地のさまざまな役割について、素案 28 ページの「現状と課題」(2つ目の○)に記載しています。 本プランを推進していく中で、ご指摘いただいたさまざまな面を考慮しながら、都市農地の保全に関する取組について、情報共有や研究をしていきます。	イ
7	③	多摩地域は区部に比較して、分別、収集、減量、リサイクルすべての問題で優れている。 三施設(秋水園、柳泉園組合、小平・村山・大和衛生組合の一般廃棄物中間処理施設)の連携で、「ごみは多摩六都」と言われるくらいのプランにできないでしょうか。	ご意見のとおり、構成5市の一般廃棄物中間処理施設は、市単独設置が1施設、一部事務組合による設置が2施設となっています。各主体において独立した運営を行っていることから、一般廃棄物処理については本プランの対象としていません。広域的な視点による対応については、必要に応じて、5市で情報共有をしていきます。	ウ
(素案 48 ページ～53 ページ) 取組のテーマ5 人をひきつけ街がにぎわう多摩六都に関するもの				
8	③	取組のテーマ5「人をひきつけ街がにぎわう多摩六都」の項目に西東京市の「東大農場・演習林」が入っていないのは不思議です。 22.2ヘクタールの都市の中の「まちの里山」であり、毎年 15,000 人以上が訪れる市民のオアシスです。 大学も使命として社会貢献のテーマの一つとしています。 市民・西東京市・東大の三者の連携協議会で毎月話し合いが行われ、食・農・環境教育等の話し合いをしています。 是非、写真も入れていただきたいと思います。	東京大学生態調和農学機構(旧農場・田無演習林)について、取組のテーマ5の「多摩六都の自然・文化・歴史・観光に関わる地域資源の現状」の図において紹介するようにします。 なお、取組のテーマ1の「多摩六都のみどりの現状と今後の保全・創出の方向」の図にも、その位置を記載しています。	ア
計画全体に関するもの				
9	①	協議会のメンバーの名前がないのは良くないと思います。	本協議会の名簿を掲載します。	ア
パブリックコメントに関するもの				
10	①	意見記入用紙中の個人情報の適切な管理に関する記載のうち「他の目的に利用および他者へ提供せず」について、「他の目的」に対するこの場合の目的がはっきり書かれていないのではないのでしょうか。	この場合の目的は、広域連携プラン策定の参考にするものであり、意見募集の案内(記入用紙とは別)に記載しておりました。いただいたご意見は、今後の参考にいたします。	ウ
11	①	意見記入用紙中の提出先に住所は記載しないのですか。	意見募集の案内(記入用紙とは別)に、提出先の住所を記載しておりました。いただいたご意見は、今後の参考にいたします。	ウ
12	①	意見記入用紙中の提出先の電話番号は問合せ先ですか。	問合せ先として掲載しました。 いただいたご意見は、今後の参考にいたします。	ウ
その他のもの				
13	①	あまり国や都に踊らされないで自分たちの自治を考えた方がいいと思います。	いただいたご意見を、本協議会の運営や5市の連携・協調した取組に活かしていきたいと思います。	ウ